

警察電話運用要綱の制定について(通達)

最終改正 令和3年3月30日 徳企第5007号
徳島県警察本部長から各部課長、各警察署長宛

この度、徳島県警察電話使用取扱規程（昭和44年徳島県警察本部訓令第11号。以下「旧訓令」という。）の全部を改正し、警察電話運用要綱（平成16年徳島県警察本部訓令第23号）として平成16年10月1日から施行することとした。制定の趣旨及び運用上の留意事項は次のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

旧訓令制定後、長年月が経過し、通信システム等において種々の技術革新が行われたことから、旧訓令を全面的に見直し、警察電話の合理的な運用を図ろうとするものである。

2 運用上の留意事項

(1) 使用上の遵守事項（第2条）関係

第2号は、警察電話の回線をインターネット接続することを禁止したものであるが、例外的に警察電話の回線をインターネット接続に用いる必要があるときは、運用管理者の承諾を得ること。

(2) 交換取扱者（第4条）関係

ア 運用管理者は、必要により交換取扱者の勤務例を定めること。

なお、本部交換室の勤務例は次表のとおりとする。

勤務例	勤務時間	休憩時間
A	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
B	午前9時30分から午後6時15分まで	正午から午後1時まで

イ 本部交換室の交換取扱者は、電話交換業務日誌（別記様式）を作成しなければならない。

(3) 交換取扱者の遵守事項（第5条）関係

第1号に規定する通信の秘密の保持は、この業務を離れた後にも妥当するものであることを銘記し、厳守すること。

(4) 設置及び任務（第6条）関係

運用管理者は、警察電話による通信の正常かつ能率的な運営を図るため、交換取扱者及び他の職員に必要な教養を行うこと。

(5) 任務の代行（第7条）関係

運用管理者は、原則として次長等に任務の代行を行わせるものとするが、必要があるときは、次長等以外の者にも代行させて差し支えないものとする。

(6) 国際電話及び電報（第8条）関係

国際電話等の承認の申出の方法は、特に規定しないので、文書、口頭、電話等適宜な方法で行うこと。ただし、運用管理者が申出の様式を定めることは差し支えない。

(7) コレクトコール（第10条）関係

受信者である職員が不在であるときは、次長等が判断すること。

※ 別記様式省略